

小規模事業者のための経営改善資金融資制度

マル経融資



こんな時に
ご利用いただけます

運転資金として

- ◎商品や材料の仕入れ資金に
- ◎買掛金・諸経費の決済に
- ◎賞与など一時的な支払いに

設備資金として

- ◎事業用車両の購入や買換えに
- ◎機械、事務機器の導入や買換えに
- ◎工場や店舗の増改築に

マル経融資の特徴

京都商工会議所が
融資の推薦とその後の経営をサポート
安心してご利用いただける
国(日本政策金融公庫)の融資制度です

担保、保証人が **不要!**

信用保証協会の保証も **不要!**

相談料、
手数料などは **一切不要!**

利率

年 1.75%

令和 7 年 2 月 1 日(現在)



しなやかにはるかに生きる VIVID-KYOTO
京都商工会議所

融資条件

| 目的 | 融資限度額 | 担保・保証人 | 返済 | 据置期間 |
|------|---------|--------|-----------|------|
| 運転資金 | 2,000万円 | 不要 | 7年間以内の月賦 | 1年以内 |
| 設備資金 | | | 10年間以内の月賦 | 2年以内 |

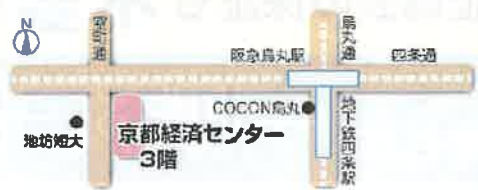
- 対象**
- 京都市内で、最近1年以上営業している方
 - 従業員が20人以下〔商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は、5人以下〕の方(法人役員・家族従業員・パートは除く)
 - 確定申告を行い、法人税・所得税・事業税・住民税について、納期限の到来している税額を完納している方
 - 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
 - 従前から商工会議所の経営指導を受けている方 ※融資後も経営指導を受けられる方

- 必要書類**
- 法人企業**
- 2期分(前期・前々期)の確定申告書(別表類)、決算書、勘定科目明細
 - 最近の試算表 / 借入金の返済予定表
 - 通帳等、資産状況がわかるもの
 - 法人税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
 - 法人の登記簿謄本「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」(最近3ヶ月以内のもの)
 - 設備資金の場合は、見積書・契約書など
- 個人企業**
- 2年分(前年・前々年)の確定申告書、決算書
 - 最近の毎月の収支状況 / 借入金の返済予定表
 - 通帳等、資産状況がわかるもの
 - 所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書
 - 設備資金の場合は、見積書・契約書など

※ その他、必要に応じて関係書類の提出を依頼することがあります。



ビジネスサポートデスク 担当 上京区中京区下京区
行政区 東山区山科区
TEL.075-341-9790 FAX.075-341-9797
下京区四条通堂町東入 京都経済センター3階



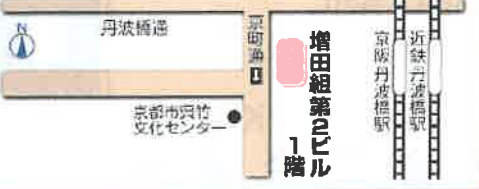
洛北ビジネスサポートデスク 担当 上京区
行政区 中京区
TEL.075-701-0349 FAX.075-791-8505
左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階



洛西ビジネスサポートデスク 担当 右京区
行政区 伏見区
TEL.075-314-8771 FAX.075-314-8911
右京区西院平町7 クラエンタービル5階



洛南ビジネスサポートデスク 担当 市東区
行政区 伏見区
TEL.075-611-7085 FAX.075-603-2601
伏見区京町北7-11 増田組第2ビル1階



ご相談はお気軽に
事業所のある行政区を担当する
ビジネスサポートデスクへ
ご相談ください。
※相談の内容によってはご希望に添えない場合があります。